

大槌町上水道施設遠隔監視システム工事 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、大槌町上水道施設遠隔監視システム工事の契約の相手となる候補者（以下「候補者」という）を企画提案協議により確定するために必要な手続きについて定めるものとする。

2 工事概要

(1) 工事名

大槌町上水道施設遠隔監視システム工事

(2) 工事目的

大槌町上水道施設遠隔監視システム工事（以下「システム工事」という。）は、現在、広範囲の給水区域に点在する上水道施設をより効率的に管理するため導入するものである。

現在の施設監視は、水道事業所に設置されている装置のみで運用しているため、必要な情報を必要な時にインターネット等のネットワークを介して利用できるクラウド型に変更し、将来の管理体制の変化や夜間等の異常発生に対しての迅速性及び効率性を向上させることを目的とする。

(3) 工事内容

別添「大槌町上水道施設遠隔監視システム工事仕様書（要求水準書）」参照

(4) 工事期間

契約日から令和2年3月31日まで

3 予算額

見積限度額 金 30,000,000 円（税込）

4 参加資格

プロポーザルの参加者は、下記の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法規則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。
- ⑤ 大槌町営建設工事に係る指名停止措置要綱（昭和57年告示第53号）に基づく指名停

止の措置を、申込日において受けていないこと。

- ⑥ 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ⑧ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑨ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。
- ⑩ 過去に水道施設等を中央で監視するクラウド型遠隔監視システムを更新若しくは新設する工事の納入実績があること。
- ⑪ 東北圏内に本店又は支店等を有する者で、通報があった後に概ね4時間以内に現場到着して状況確認ができること。
- ⑫ 大槌町上水道施設遠隔監視システム工事仕様書（要求水準書）の要件を全て満たすシステムを提供できること。

5 募集内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加を申し込み、町は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

（1）プロポーザル参加申込書の提出

- ① 提出書類：次の書類を添えたプロポーザル参加申込書（様式 1）
 - ア 会社概要のわかるもの（公告日現在で最新の全部事項証明の写し及びパンフレットまたはホームページの写し等）
 - イ 経営事項審査の写し
 - ウ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - エ 水道施設等において、元請としてクラウド型によるサービス提供工事の実績を証する書類
 - オ 岩手県暴力団排除条例に基づく誓約書

- ② 提出部数：1部
- ③ 提出期限：令和元年9月12日（木）17時00分まで
- ④ 提出場所：問い合わせ先と同様
- ⑤ 提出方法：郵送または持参

（2）参加資格審査結果の通知

- ① 通知日：令和元年9月24日（火）
- ② 通知内容：審査結果
- ③ 通知方法：全参加者に書面で通知する。（様式 第2号）
- ④ 結果に対する理由説明：参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で町に説明を求めることができる。この場合におい

て、町は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限：令和元年9月30日（月） 17時00分まで

イ 提出場所：問い合わせ先と同様

ウ 提出方法：持参または郵送

6 対象施設現地調査

参加希望者は必ずシステム工事に係る現地説明会に参加すること。

なお、現地説明会は、令和元年9月26日及び9月27日に行う。

7 質問及び回答

本実施要領のほか、提出する書類に関して質問があるときは、下記要領で質問すること。

(1) 質問方法

① 提出書類：質問書（任意様式）

② 提出期限：令和元年10月11日（金） 17時00分まで

③ 提出方法：電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話にて連絡すること。但し、電話連絡は平日9時から16時（12時から13時は除く）とする。

④ 電子メールアドレス及び電話番号：問い合わせ先と同様

⑤ 技術的内容に関する質問については、必ず現地を調査した結果を踏まえた上での質問とすること。

(2) 回答方法

① 回答期限：令和元年10月18日（金） 17時00分まで

② 回答方法：回答は、大槌町ホームページ上において行う。質問者名は明記しない。

8 辞退届の受付

本プロポーザルを辞退しようとする者は、令和元年10月21日までに辞退届（任意様式）を町に提出するものとする。

9 企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1) 企画提案書の作成要領

企画提案書の作成については、「大槌町上水道施設遠隔監視システム工事企画提案書作成要領」によること。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出期限：令和元年10月22日（火） 17時00分まで

② 提出物：(1)により作成した企画提案書、参考見積書

③ 提出部数：企画提案書及び会社概要は正本1部、副本9部、参考見積書については正本1部を別途封筒に入れて提出のこと

④ 提出方法：郵送または持参

⑤ 提出先：問い合わせ先と同様

10 一次審査

大槌町上水道施設遠隔監視システム工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、企画提案書、会社概要及び見積書を別紙プロポーザル評価シートにより書類審査し、上位2者程度を選定する。

（1） 審査結果の通知

- ① 通知日：令和元年10月31日（木）
- ② 通知内容：審査結果
- ③ 通知方法：全参加者に書面で通知する（様式 第3号）。
- ④ 結果に対する理由説明：選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で町に説明を求めることができる。この場合において、町は速やかに書面でその理由を説明するものとする。
ア 提出期限：令和元年11月6日（水）17時00分まで
イ 提出場所：問合せ先と同様
ウ 提出方法：郵送または持参

11 二次審査

一次審査により選定された参加者は、次により本プロポーザルに係るプレゼンテーションを実施し、これに対して、審査委員会の委員は別紙プロポーザル評価シートに従い審査する。

（1） 審査

- ① 日時：令和元年11月12日（火） 13時30分から
- ② 場所：大槌町役場庁舎
- ③ 参加できる者：自社の社員 3名以内とする。
- ④ 内容： プレゼンテーション及び質疑応答。なお、プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。
- ⑤ 持ち時間： プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内。
- ⑥ 準備品等： プレゼンテーション実施に係るパソコン等の準備品については、参加者により準備すること。ただし、設置に要する時間は10分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない。

（2） 選定

委員会は、二次審査の結果、その合計点が最上位の者を最も工事を適切に遂行できる者と判断して候補者に選定し、合せて次順位者も選定する。得点と同じ場合は、審査項目のランニングコストの得点の高い者を上位者とする。

また、参加申込者が1者であっても一次及び二次審査を行い、同様の基準により候補者を選定する。

（3） 審査結果

- ① 通知日：令和元年11月15日（金）
- ② 通知内容：審査結果
- ③ 通知方法：全参加者に書面で通知する（様式 第4号）。
- ④ 結果に対する理由説明：最上位に選定されなかった者は、その理由について次のとお

り書面（様式は任意）で町に説明を求めることができる。この場合において、町は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限：令和元年 11 月 19 日（火） 17 時 00 分まで

イ 提出場所：問合せ先と同様

ウ 提出方法：郵送または持参

⑤ 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

12 選定結果の公表

選定結果については、令和元年 11 月 20 日に大槌町ホームページ上で公表する。公表の内容は、候補者と次順位者の総得点及び選定の結果とする。

13 契約の締結

二次審査により決定された者と契約締結に向けて詳細を協議する。なお、候補者の企画提案が無効となった場合や契約協議が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の協議を行う。

14 本工事に係る全体スケジュール

本工事に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

項目	時期	備考
実施の公告（HP掲載）	令和元年 8 月 28 日	
プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和元年 9 月 12 日	
資格審査結果の通知	令和元年 9 月 24 日	
現地調査に係る対象施設開場日	令和元年 9 月 26 日、9 月 27 日	
質問受付期限	令和元年 10 月 11 日	
質問回答期限	令和元年 10 月 18 日	
辞退届提出期限	令和元年 10 月 21 日	
提案書等提出期限	令和元年 10 月 22 日	
一次審査結果通知	令和元年 10 月 31 日	
二次審査の実施（プレゼン）	令和元年 11 月 12 日	
審査結果通知（候補者決定）	令和元年 11 月 15 日	
結果の公表	令和元年 11 月 20 日	

15 提出書類の取扱い

提出書類は次のように取り扱う。

- (1) 企画提案書類等の作成及び応募等本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することがで

きるものとする。

- (5) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 企画提案書は町に帰属するものとする。

16 情報公開及び提供

選定結果については、大槌町ホームページ上で公開する。

- (1) 本工事の受託者となった者から提出された書類（企画提案書を含む）については、大槌町情報公開条例に基づき開示する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、大槌町情報公開条例に基づき開示することがある。

17 問い合わせ先

大槌町水道事業所 工務班 担当者：金野^{こんの}

〒028-1132 岩手県上閉伊郡大槌町大ケロ一丁目5-19

TEL：(0193) 42-2035

FAX：(0193) 42-2036

E-mail：suido@town.otsuchi.iwate.jp